

## 小松前内閣法制局長官の「法の支配」の否定答弁

■185-参-決算委員会-1号 平成25年11月25日

○小西洋之君 現時点の安倍内閣において、憲法の条文の変更をしなければ日本国憲法上集団的自衛権の行使は合憲とできない、すなわち解釈変更では不可能である、そのように理解してよろしいですか。

○政府特別補佐人（小松一郎君） ……現時点において、……安倍内閣の憲法解釈については従来の憲法解釈のとおりである……、それに加えて、安全保障懇談会の議論を踏まえて改めて対応を検討するというのが内閣の立場だということでございます。

○小西洋之君 もう一度伺います。従来の内閣の憲法解釈のとおりということは、すなわち、集団的自衛権の行使を合憲とするためには、解釈変更では不可能で憲法の条文改正を行うしかない。解釈変更という言葉と憲法の条文改正という言葉、その二つを使って明確に答弁ください。

○政府特別補佐人（小松一郎君） （略：先の答弁と全く同じ）

○小西洋之君 先ほど私は解釈変更と憲法の条文改正という二つの言葉を使ってその趣旨を答弁していただきと申しました。もう一度お願いします。非常に重要な話をしている。

○政府特別補佐人（小松一郎君） 憲法解釈の変更というものはあり得るのかということについて、もう他の委員会でも御質問はいただいているところでございますが、例えば平成十六年の民主党の島聡委員の質問に対する答弁でございますが、そのポイントだけを申し上げますと、……。

○小西洋之君 ……私は国会議員になって三年、その前は私、十二年間霞が関で働いておりました。この委員会の場にも何度も参りました。このような不誠実な内閣法制局長官の答弁を私は見たことがございません。

角田内閣元法制局長官が昭和五十八年に答えられた趣旨を、憲法の解釈変更、また憲法の条文改正、その二つの言葉を使って端的に答弁ください。

○政府特別補佐人（小松一郎君） 同じ質問をいただいておりますので答えが同じになるということは、申し訳ございませんが、…… （略：島答弁書の繰り返し）

○小西洋之君 このテレビを御覧の国民の皆さんは、集団的自衛権の行使は日本国憲法の条文を変えない限り絶対に不可能であると、そのことをこの国権の最高機関の国会において、政府が三権分立の責任において答弁して、その答弁が確立している。法制局長官だけではなくて、国務大臣も答弁している。そのことをいま一度確認することを求めて、四度求めて、その答弁をしない。これは本当にもうゆゆしき日本の法治国家の危機であるというふうに考えさせていただきます。